特別会計

特別会計は、効率的な運営やその経理を明確にするために、一般会計から独立させたもので、市では国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業の４つの会計を設けています。

国民健康保険特別会計

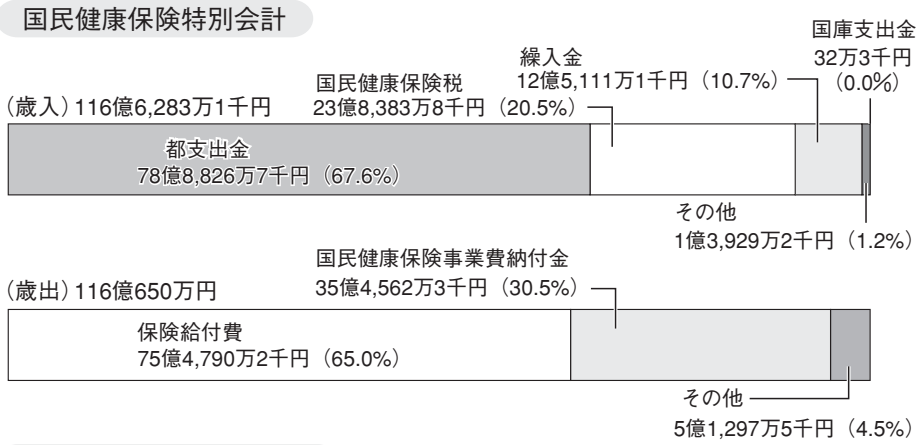

介護保険特別会計

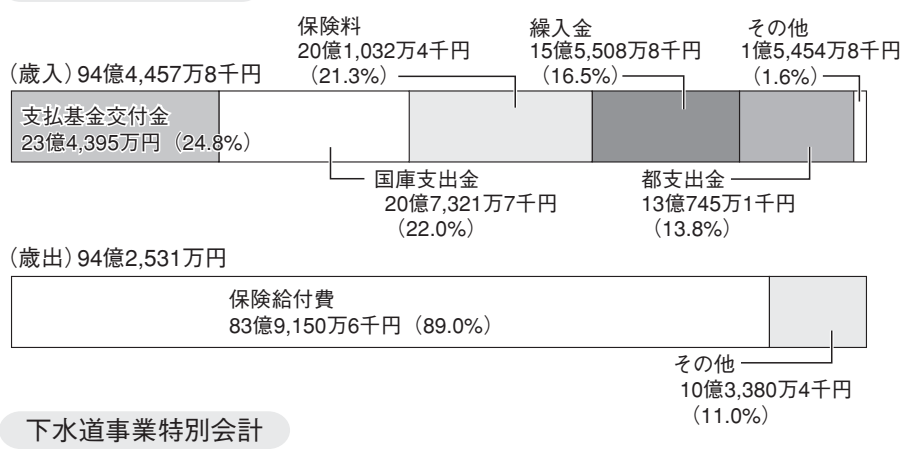

後期高齢者医療特別会計

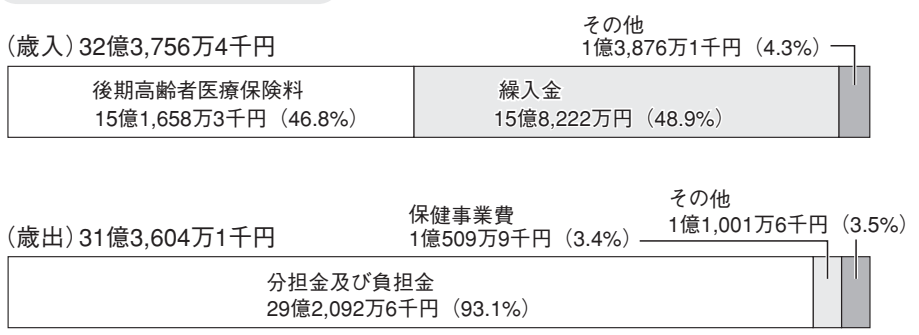

下水道事業特別会計

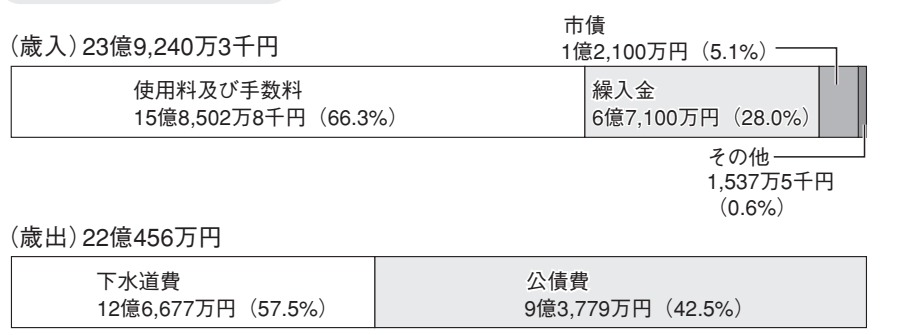

マイナポイントを申し込まれる方へ マイナンバーカード申請はお早めに

国では、マイナポイントによる消費活性化策の一環として、キャッシュレス決済サービスを利用して最大２万円分のチャージまたは買い物をした方に、上限５０００円分のポイントを付与する事業を実施しています。

マイナポイントの申し込みにはマイナンバーカードの取得が必要ですが、現在、申請数が増加していることから、申請からカード交付までに３カ月程度の時間を要しております。

ポイント還元の対象期間は３年３月31日までですが、マイナポイントの申し込みを予定している方で、マイナンバーカードをお持ちでない方は、12月中頃までの申請をお願いします。

詳しくは市民課住民記録係☎４７０・７７２２へ。

受験生チャレンジ支援貸付事業

都では、受験生（中学３年生・高校３年生）を持つ生計中心者に対し、学習塾などの費用や受験費用について無利子で貸し付けています。条件により返済も免除されます。

【事業の内容】中学３年生、高校３年生および２年４月１日時点で20歳未満の高校・大学などの中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校４年生、浪人生などが高校・大学・専門学校などに入学するための受験料と学習塾などの費用を貸し付けます

【貸付金額】受験料貸付金＝中学３年生が２万７４００円、高校３年生など８万円▼**学習塾等貸付金＝**20万円

※いずれも上限額。

【利用いただける方】次の①～⑦をすべて満たす方

①引き続き１年以上都内に居住している

②20歳以上の生計中心者

③世帯収入（父母等養育者）の総収入または総所得を合算した金額が一定の基準以下であること（世帯人数〈父母等養育者および就労前の子ども〉の合計が４人の場合、給与収入（年間）一般３８６万４千円、ひとり親４４１万５千円）なお、家賃控除ができる場合もあります。

④預貯金などの保有資産が６００万円以下

⑤土地・建物を所有していない（現在居住している場所および不動産所得を得ていない土地・建物を除く。ただし、不動産所得があっても状況により対象となる場合あり）

⑥生活保護受給世帯でない

⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でない

このほか、原則、連帯保証人が必要です。

都の事業ですが、受け付け・申し込みは市福祉総務課が窓口です。

申し込みは３年１月29日〈金〉までに同課へ。

※申請書は３年１月22日〈金〉までに、事前に連絡の上、同課へ受け取りに来てください。

なお、郵送での手続きも可能となる場合があります。

詳しくは同課福祉政策係☎４７０・７７４９へ。

東久留米市プレミアム付商品券の使用期限は12月31日です

東久留米市プレミアム付商品券の使用期限は12月31日（木）です。お持ちの方は期限内にご使用ください。

なお、購入した商品券の払い戻しはできませんので、ご注意ください。

詳しくは市商工会☎４７１・７５７７または産業政策課☎４７０・７７４３へ。

令和３年度新入学予定の児童・生徒のご家庭へ

教育委員会では、３年４月に市立小・中学校に入学する予定の児童・生徒のご家庭へ、就学指定校や入学期日などを記載した入学通知書を12月中旬に発送します。お子さんが就学する学校は、住民基本台帳の住所に基づき指定されます。３年１月８日（金）までに入学通知書が届かない場合は、学務課までご連絡ください。また、住所の変更を予定している方、市立小学校に入学する方で、就学時健康診断を受けていない方も同課へご連絡ください。

詳しくは同課学事係☎４７０・７７７９へ。

償却資産（固定資産税）申告は３年２月１日（月）までに

固定資産税の課税対象となる資産には、土地や家屋のほか、償却資産があります。償却資産とは、会社や個人で工場や商店、農業を営んでいる方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、その事業に用いるために所有している構築物・機械・器具・備品などの有形資産のことです。

償却資産を市内に所有する方は、３年１月１日時点の資産の所有状況を、２月１日（月）までに申告する必要があります。申告書は窓口での提出も可能ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく郵送での提出にご協力ください。

令和２年度償却資産申告書を提出された方には、令和３年度用の申告用紙を12月上旬に発送します。償却資産を所有する方で用紙が届かない場合は、課税課家屋資産税係☎４７０・７７７７（内線２３４２～２３４４）へご連絡ください。

詳しくは同係へ。

◎eLTAX（エルタックス）による電子申告

eLTAX（地方税における手続きをインターネット経由で行うことができるシステムの呼称）を利用すると、自宅やオフィスなどのパソコンから申告することができます。利用に際しては条件があります。詳しくはeLTAXホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）、eLTAXヘルプデスク☎０５７０・０８１４５９または☎０３・５５２１・００１９へ。

東久留米市児童発達支援センター わかくさ学園 ３年度入園児を募集します

【対象】心身に障害や発達に遅れを有する就学前（６歳未満）の児童

【募集人数】11人程度

申し込みは12月１日（火）～10日（木）に、所定の入園申請書（わかくさ学園で12月１日〈火〉から配布）に、必要事項を記入の上、同学園へ。選考審査により入園の可否を決定します。

詳しくは同学園☎４６７・３２７５へ。

国民年金だより

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書は年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、納付した年の１月１日～12月31日に納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。

社会保険料控除を受けるためには、各年の申告に納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、１月１日～10月１日の間に納付した方へ、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を日本年金機構から11月に送付していますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

また、10月２日～12月31日の間に納付した方には、３年２月上旬に送付する予定となっています。

なお、ご家族の保険料を納付した場合もご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、ねんきん加入者ダイヤル☎０５７０・００３・００４へ。

詳しくは武蔵野年金事務所☎０４２２・５６・１４１１へ。

第４回市議会定例会を12月１日（火）から開催します

２年第４回市議会定例会が12月１日（火）～21日（月）の日程で開催される予定です。

一般質問が３日（木）～８日（火）、常任委員会が10日（木）～14日（月）、予算特別委員会が15日（火）の予定です（いずれも土曜・日曜日は休会）。

詳しくは議会事務局☎４７０・７７８９へ。